

# 子どもが大切にされる 社会をつくるために

くにかほ市要保護児童対策地域協議会



子どもにとって最も良いことを考える

子どもに関係することを、決めたり行つたりするときは、子どもにとって最も良いことは何かを、第一に考えなければなりません。

親は、子どもを守り、成長に応じて適切な指導をしなければなりません。保護者には指導する責任があります。

**子どもを守る責任**  
子どもが親などから暴力を受けたり、ひどい扱いをされることはないよう、社会全体で子どもを守らなければなりません。

子どもには、自分の良さを伸ばすために教育を受ける権利があります。時には休息したり遊んだりすることも必要です。

**子どもには育つ権利がある**  
親には子どもを育てる責任がある



## 訪問団スケジュール

9/25(木) 仁賀保発～乗り継ぎダラス空港へ（日本出国）
26(金) ショウニー着～アメフト観戦～歓迎パーティーなど
27(土) 乗馬体験など
28(日) ホストと自由行動
29(月) TDK～グローブ校～お別れパーティーなど
30(火) オクラホマ歴史館～サンタ・フェ・デボ～平和公園など
10/1(水) ショウニー発～乗り継ぎダラス空港へ（アメリカ出国）
2(木) 成田空港着～乗り継ぎ仁賀保着

9月25日から10月2日まで  
7泊8日の日程で、親善訪問  
団（仁賀保中学校生徒14人、  
引率4人の計18人）がアメリ  
カ・オ克拉ホマ州ショウニー  
市（平成2年姉妹都市提携）  
を訪問しました。

8月に本市を訪問した友人  
たちとの再会やホームステイ  
などの体験、広いアメリカの  
大地から多くのことを感じ、  
生徒たちはひと回り大きくな  
って帰国したようです。

ショウニーの地平線まで見わ  
たせるような、そして雲一つ  
ない広大な青空に圧倒された。そ  
して、そこに住む人々は、おお  
らかな中にも細かい心配りので  
きる優しさに満ちあふれた方  
々であつた。

ホストファミリーはじめ現  
地の姉妹都市委員会の方々の心  
温まる歓迎には、これまでの本  
市との交流の積み重ねが、この  
ような温かい関係を作ってきた  
のだと思つた。そして平成のは  
じめ、さまざまな苦難を乗り越  
えてショウニー市との調印にこ  
ぎつけた関係各位のご労苦に思  
いをはせ、その歴史の重さに頭  
がさがる思いがした。

14名の生徒たちは、どんな思  
いであつたのだろう。団体での  
行動中は、向こうの中学生と意  
気投合し、歓声ばかり目立つ  
いたが、一人になつたときは、  
感覚の中で、夢のようなくわ  
それ一期一会があり、不  
安や期待が入り交じったような



▶ ショウニー・ウルブズ  
(ショウニー高校の  
アメリカンフットボール部)  
の試合で観客に紹介される

団員 仁賀保中学校2年 山本 謙  
団員 仁賀保中学校2年 山本 謙

ク感をたくさん味わつたのでは  
ないかと思う。  
ショウニーの良さ、日本の良  
さを再認識したり、異国の空気・  
文化・生活に、じかに触れるこ  
とでひと回り成長できたに違  
ない。

アメリカにも慣れ、単語だけ  
でも意思疎通ができるようにな  
り、家族になれたようだつた。  
お別れの日にはショウニーで  
過ごした日々の思い出がよみが  
えり、涙が出そうになつた。

## こんな時・・・どうする？

自分は虐待だと思うが、周囲は  
大丈夫だとか放っておけと言う

虐待は隠されていることが多い、もしかしたらという疑問  
は虐待発見の大きな契機となります。  
関係機関で判断しますので、ご相談ください。

虐待と言えるほどひどいもので  
はないような気がする

もし虐待でなくても、苦しい思いをしている親子からのサ  
インかもしれません。  
早期に援助することができますので、ご相談ください。

自分が通報したことを、本人や  
他の人に知られたくない

相談者に関する情報は決して外に洩らすことはありません。  
通報者のプライバシーも法律によって守られます。

◆相談窓口はこちら！

◆児童虐待などの連絡・通報先  
すぐすぐ子育て支援課（要  
保護児童対策地域協議会調  
整機関）☎ 32・3040  
秋田県中央児童相談所☎ 018・862・7311

◆家庭児童相談員  
「子どものことならなんでも  
お気軽に相談してください」  
すぐすぐ子育て支援課では、  
家庭相談員が18歳未満の子ども  
に関するさまざまな相談を受け  
ています。面接相談のほか、電  
話相談にも応じています。

○相談場所  
親子・家族関係の相談、い  
じめ・対人関係・不登校な  
どの教育相談、子どもの心  
身の発達に関する相談、家  
庭内暴力・窃盗などの非行  
相談など

○相談日時  
毎週月・水・金曜日  
午前8時30分～午後4時  
(祝日・年末年始は休み)

子育て支援課内  
☎ 32・3040